

平成29年12月14日

石神台自治会会長 尾白 佳隆

石神台自治会環境部

庭木の剪定に関するの注意とお願い

師走になり、お庭の清掃や庭木の剪定を考えられている方もおられるかと思えます。お隣から伸びた枝も気になるところですが、以下の事項にもご注意ください。

- 1、隣家の樹木が垣根を超えて枝が自家の庭に伸びている場合その枝を所有者の許可を得ずに勝手に切ることは違法です。
- 2、自家の庭に伸びている枝に付いている実をとることも違法です。
- 3、地面に落ちた実や葉を除去することは問題ありません。
- 4、タケノコのように垣根の地下を通過してきたものは処分することができます。
- 5、反対に木の枝が垣根を超えてお隣の庭に伸びている場合その枝を放置することも違法です。
- 6、越境してきている樹木の枝の落ち葉等で排水溝が詰まったり日陰になったりして困っている場合は、お隣にその旨お話しして枝を除去してもらうことができます。この場合許可を得てから切ることも可能です。
- 7、お互いに気まずい思いをしないように心がけ快適な生活が出来るように日頃からご近所仲良く協力していくことが肝心だと思います。

庭の草木をもう一度点検して、隣・近所の迷惑にならないよう枝や不必要な

草木は整理・剪定し快適な生活を確保するためにも皆様のご協力をお願いします。

尚、庭木の剪定や手入れが困難で出来ない方は町のシルバー人材センターに依頼する事も出来ますのでご相談してみてください。

電話番号 0463-70-6241 シルバー人材センター